

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年4月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社B製作所C工場に勤務した期間が昭和23年11月1日から24年1月1日までの期間しか無いが、申立期間においても勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年10月から勤労働員学徒としてA社B製作所C工場に勤務し、20年3月に国民学校高等科を卒業してからは、正社員として入社したとし、21年3月31日に実母の体調不良による家業の支えのため、いったん退社したとしている。申立人の入社から退社するまでの間の事実経過の説明は、具体性がある上、文献の内容と一致している説明もあることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被

保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月から20年8月まで
② 昭和21年5月から22年6月まで

申立期間①に勤務していたA社B製作所の厚生年金保険加入記録を照会したが、記録は無いと回答をもらった。同僚は記録があるのに自分だけ無いと生前常に言っていた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②に勤務していたC社の厚生年金保険加入記録を照会したが、昭和22年6月からになっている。履歴書(昭和25年作成)には21年5月に入社としているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社B製作所における複数の同僚の供述から、申立人は、昭和19年4月から20年8月まで同社に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が20年9月1日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、昭和21年5月以降22年6月までの期間に被保険者資格を取得した者はおらず、21年5月以前から在籍していたとする3人を含む6人の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ22年6月1日であることが確認できる。また、他の同僚は、「入社してしばらくしてから社会保険に加入し、保険料も加入後に給与から控除された。」と供述している上、当該同僚の厚生年金保険の記録における資格

取得日は入社日の8か月後であることが確認できる。

また、C社は既に廃業し、商業登記により確認した当時の代表者及び役員も亡くなっており、その供述は得られないところ、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生年金 事案 2300

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年2月17日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年2月17日まで

社会保険事務所の記録では、A社B製作所に勤務した期間が昭和19年4月1日から20年9月1日までしか無いが、C工場に21年2月17日まで勤務していた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年4月1日から21年2月17日までA社B製作所D工場及びC工場において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、20年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A社B製作所入社から、終戦後も引き続き、C工場に昭和21年2月16日まで勤務し、翌日には次の転職先で寮に入り、働き始めたとする事実経過の説明は、具体性があり、かつ、別会社において同年2月18日に資格取得の届出がなされていることとも符合し、信憑性も認められることから、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和19年4月1日に被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対

象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び19年4月1日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。さらに、申立人の年金番号に係る被保険者台帳は、その存在を確認することはできない。このような年金番号及び被保険者資格の取得日が確認できるが、資格喪失日が確認できない場合には、社会保険事務局長は、一般的に、職権で被保険者期間の認定を行っており、A社B製作所の場合、管轄の社会保険事務局長は、終戦まで又は終戦以降も勤務したとしている者の資格喪失日を、原則として一律に20年9月1日として被保険者期間の認定を行ったとしている。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実と異なるものとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実と異なる資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和21年2月17日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

厚生年金 事案 2301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 4 月 1 日から 14 年 9 月 1 日まで
② 平成 16 年 9 月 13 日から 17 年 7 月 30 日まで

申立期間①及び②について、在職中の給料と社会保険庁の標準報酬月額の記録との整合性を調べた。銀行より取引明細書を取り寄せ、振込金額から標準報酬月額を想定したものと比較したところ、かなりの差異が見られるので、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人名義の預金口座の取引明細書におけるA社からの振込額に基づき、想定される給与総支給額を算出したところ、当該額は、一貫して社会保険庁に記録されている標準報酬月額と比べ高額であると申し立てている。

このことについて、申立人の複数の同僚から提出された当時の給与明細書によると、給与総支給額は社会保険庁の標準報酬月額の記録よりも一貫して高額であることが確認できるが、厚生年金保険料の控除額については、同庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額であり、実際の給与額から算出された保険料額ではないことが認められる。

また、当該事業主が届け出た平成 12 年から 14 年までの期間及び 17 年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、14 年 8 月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届並びに 16 年 9 月 13 日の厚生年金保険被保険者資格取得届それぞれの写しにより、申立人の標準報酬月額として届けられた額は、社会保険庁の記録と一致している。さらに、14 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間以外は、当該事業所が加入していたB厚生年金基金の記録における申

立人の加算給与の月額と、同庁の記録の標準報酬月額は一致している。

これらのことから、申立期間において、当該事業主は、従業員に支払った給与総支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認されるが、厚生年金保険料については、標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められる。このため、申立人の給与総支給額は、申立人名義の預金口座の取引明細書により、社会保険庁の記録している標準報酬月額より高額であったことは推認できるが、その額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生年金 事案 2302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで
私が A 社の代表取締役を務めた平成 4 年 6 月から 7 年 7 月までの 3 年間で、平成 5 年 10 月から 6 年 3 月までの 6 か月間の標準報酬月額の低下が理解できないので、調査及び検討していただけるようお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成 6 年分の確定申告書及び、社会保険の適用事業所であった B 社の源泉徴収票における社会保険料の控除額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額及び健康保険組合の記録の月額に基づく社会保険料額（厚生年金保険、健康保険、厚生年金基金の保険料等の合計額）と一致していることが確認できる。

一方、平成 5 年 10 月から同年 12 月までの保険料控除を確認できる資料は無いが、標準報酬月額が同額となっている平成 6 年 1 月から 3 月までの控除額よりも高い額となっていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情が無いことから、当該期間においても社会保険庁のオンライン記録に基づく社会保険料額が控除されていたと推認される。

なお、申立人に係る厚生年金基金及び健康保険組合の担当者は、いずれも、申立期間当時の書類は保存されていないが、同基金及び同組合においては、事業所から提出された複写式の届出用紙に基づいて、標準報酬月額の変更を行っていると供述しており、その記録上も不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。